

福岡市立市民センター／福岡市地域交流センター駐車場管理規程（抜粋）

平成29年10月2日

（対象施設）

第1条 東市民センター，西市民センター，博多南地域交流センター，西部地域交流センター（以下「センター」という。）専用駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は，この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は，この規程に同意のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は次のとおりとする。

午前8時45分から午後9時15分まで。ただし，多目的ホールが午後10時まで利用される場合は，午前8時45分から午後10時15分までとする。また，センター休館日（12月28日から翌1月3日を除く。）は午前8時45分から午後5時45分までとする。

（閉門日）

第4条 駐車場の閉門日は次のとおりとする。

博多南地域交流センター 12月28日から翌1月3日

（時間利用の利用時間）

第5条 駐車場の1回の利用は駐車券を受け取った日の営業時間終了までとする。

（営業休止等）

第6条 施設管理者は，次の場合には駐車場の全部又は一部について，営業休止，駐車場の隔絶，車路の通行禁止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- （1） 自然災害，火災，浸水，爆発，施設又は器物の破壊，その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生する恐れがあると認められる場合
- （2） 保安上，営業の継続が適当でないとして認められる場合
- （3） 工事，清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- （4） 災害に伴う一次避難所として活用する場合

（駐車できる車両）

第7条 駐車場に駐車することができる車両は，積載物又は取付物も含めて，次の区分の規格を超えないものに限る。ただし，検診車等，施設管理者が駐車を認めた大型車両は除く。

| 区 分 | 規 格 |
|-----|---------|
| 長 さ | 5.0m 以下 |
| 幅 | 1.9m 以下 |
| 高 さ | 2.1m 以下 |
| 重 量 | 2.0t 以下 |

(駐車場の出入等)

第 8 条 車両が入庫するときは、施設管理者が指定する場所において駐車券の交付を受け入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、施設管理者が指定する場所において駐車券を返納し、駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を封鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第 9 条 施設管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第 10 条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (5) 標識、標示又はセンターの管理の業務に従事する者の指示に従うこと

(遵守事項)

第 11 条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙したり、火気を使用しないこと。
- (2) 紙くず、ぼろ切れ、吸い殻等のごみは、各自所定の容器に入れるか又は持ち帰ること。
- (3) 他の利用者の駐車位置等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 場内において宿泊、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちにセンターの管理の業務に従事する者に届けること。
- (6) 車両から離れるときはエンジンをストップし、窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為はしないこと。
- (8) その他、業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第 12 条 施設管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その他の積載物や取付物を損傷したり汚す恐れがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき又は液汁を出したり、こぼす恐れがあるとき。
- (5) その他、駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第 13 条 施設管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の駐車料金を納付しないとき。

(事故に対する措置)

第 14 条 施設管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生する恐れがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講じることができる。

(駐車料金)

第 15 条 駐車料金は、車両 1 台につき、次のとおりとする。

- (1) 施設利用者
入庫から 60 分までは全額減免
60 分を超え 120 分までは 200 円
120 分を超えた場合は 300 円
- (2) 施設利用者以外
60 分までごとに 500 円

(施設利用者の定義)

第 16 条 前条第 1 号の施設利用者とは、次の施設を利用したうえで、利用の申請を行った者をいう。

博多南地域交流センター駐車場における施設利用とは、博多南地域交流センター、博多南図書館、博多南デイサービスセンターを指す。

(駐車場使用料の減免)

第 17 条 駐車場使用料の減免の対象は、次の各号に掲げるとおりとし、駐車場使用料の全額を減免する。

- (1) 本市の公用自動車
- (2) 市内に居住する心身障がい者（本市が発行する療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）が運転し、又は同乗する自動車
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長（教育長）が特に必要と認める自動車

- 2 前項第3号の規定による自動車は別表のとおりとする。
- 3 第1項各号に定める駐車場使用料の減免は、第1条に定める駐車場に空きがあり、駐車することができた場合に適用するものであり、駐車スペースを優先的に設けるものではない。

(減免手続)

- 第18条 前条第1項第2号に規定する者が運転し、又は同乗する自動車の駐車場使用料の減免を受けようとするときは、同号に規定する者であることを示す療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をセンターの管理の業務に従事する者に提示しなければならない。
- 2 前条第1項第3号に規定する者が運転する自動車の駐車場使用料の減免手続は、別表備考のとおりとする。

(駐車料金における駐車時間)

- 第19条 駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫までの時間とする。

(引き取り請求)

- 第20条 駐車券を受け取った日から起算して3日目の営業時間終了時を超えて車両を駐車している場合、施設管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、施設管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は施設管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、施設管理者は、車両の所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により施設管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、施設管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。
 - 3 施設管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、施設管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

- 第21条 施設所有者及び施設管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

- 第22条 施設所有者は、第20条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 23 条 施設所有者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることが出来ず、又は施設所有者及び施設管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りがなされないときは、催告した日から3ヶ月を経過した後、利用者に対して通知し又は駐車場に掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他処分をすることができる。

この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、引き取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他処分をすることができる。

- 2 施設所有者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を通知し駐車場において掲示する。
- 3 施設所有者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその請求をし、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

(保管責任)

第 24 条 施設管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで車両の保管責任を負う。

(利用者に対する損害賠償責任)

第 25 条 施設管理者は、車両保管にあたり、第 27 条（免責事由）の規定による場合及び善良な施設管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第 26 条 施設管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物や取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第 27 条 施設管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、施設管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 施設管理者の責に帰することができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第 6 条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第 14 条（事故に対する措置）の規定による措置

(利用者に対する損害賠償請求)

第 28 条 施設管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(この規程にない事項)

第 29 条 この規程の定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この管理規程は平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

別表

駐車場使用料の全額を減免する市長（教育長）が特に必要と認める自動車

| 号 | 内 容 | 条 件 |
|---|---|--------------------------------------|
| 1 | 全ての区庁舎で実施されており、利便性を考慮し博多南地域交流センターでも実施している事業に参加する者が運転する自動車 | 民間施設での代替が不可能であること |
| 2 | 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に博多南地域交流センターを利用するとき | 博多南地域交流センターの利用に対して「全額減免」の許可が出されていること |
| 3 | 博多南地域交流センターにおいて公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき | |
| 4 | 博多南地域交流センターにおいて市内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校の学習計画に基づき専用利用するとき | |

備 考

- 1 第 1 号に規定する者が運転する自動車の駐車場使用料の減免は、当該事業に参加したうえで、主催する行政職員に駐車券を提示し利用の申請を行わなければならない。
- 2 第 2 号から第 4 号に規定する者は、駐車場の利用を開始する前にセンター駐車場使用料減免申請書（様式第 1 号の 2）により市長（教育長）に申請しなければならない。
- 3 市長（教育長）は前項の規定による申請があった場合において減免をする理由があると認められるときは、同項の規定による申請をした者にセンター駐車場使用料減免証明書（様式第 2 号の 2。以下「証明書」という。）を交付する。
- 4 前項の証明書の交付を受けた者が、駐車場を利用する場合は、証明書をセンターの管理の業務に従事する者に提示しなければならない。
- 5 センター等の利用及び全額減免の許可が出されたものの、許可の取消しもしくは利用を取り止めた場合は、前 2 項の証明書を返還しなければならない。